大阪市（消）告示第29号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の４第１項の規定により命令を行ったので、同条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年10月16日

大阪市消防長　　山　本　博　文

１　防火対象物の所在地

大阪市西区北堀江１丁目２番27号

２　防火対象物の名称

ＡＸＩＳ　ＳＯＵＴＨ四ツ橋ビル

３　命令を受けた者の氏名

株式会社アクシス　代表取締役　宮内　悦朗

４　命令事項

令和８年11月16日までに、屋内消火栓設備の加圧送水装置を技術上の基準に適合するように改修すること（大阪市火災予防条例第39条第２項、消防法施行令第11条第３項及び消防法施行規則第12条第１項）

５　命令年月日

令和８年９月17日

（消防局予防部予防課）